

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会

第3回共済小委員会 議事要旨

○日時：平成26年2月9日（月曜日）15時00分～17時00分

○場所：経済産業省 別館11階 1111 各省庁共用会議室

○出席者

委員；

足立委員、伊藤委員、堤委員、浅野臨時委員、荒井臨時委員、荒牧臨時委員、安藤臨時委員、小野臨時委員、加々美臨時委員、柏木臨時委員、寺岡臨時委員、半田臨時委員、平川臨時委員、深澤臨時委員、山本臨時委員

省内出席者；

丸山経営支援部長、飯田財務課長、桜町小規模企業振興課長

佐藤事業環境部長、米村長官官房参事官、渡辺経営支援課長、大槻経営安定対策室長、

オブザーバー（独立行政法人中小企業基盤整備機構）；

増山理事、羽田理事、柴山業務統括役、宮澤部長

○議題：

- 1 小規模企業対策の動向（報告）
- 2 小規模企業共済制度の見直しについて
- 3 今後のスケジュールについて

○議事概要；

1 議題1 小規模企業対策の動向（報告）

「資料1 小規模企業対策の動向」

委員からは小規模企業対策として団体がどこまで対応できるのか、ということについてご発言があった。

2 議題2 小規模企業共済制度の見直しについて

「資料2 小規模企業共済制度の見直しについて」

事業承継等の経営の新陳代謝の円滑化という政策要請に応じて小規模企業共済制度を見直すことについて、事務局から説明。委員からは、共済事由の引き上げや利便性向上への取組みについて、様々なご発言があった。

主な質疑応答等；

・（委員）親族への事業譲渡を廃業と見なすということはどういうことなのか。

（事務局）事業譲渡を廃業と見なすのではなく、法律の目的として、事業承継を位置づけるということ。

・（委員）役員等退任のうち65歳以上をB共済事由に引き上げることについて、従来の老齢給付との関係はどのように整理しているのか。

（事務局）従来の老齢給付は、役員を続けながら共済金の支給を受けることができるものである。今回は、役員の新陳代謝を促すために、65歳以上で「役員の退任」

を条件に共済金の支給を受けられるようにするもの。

- ・(委員) 共済事由の引き上げによりどの程度の財政負担を見込んでいるのか。
(事務局) 共済金の支払いとして、「配偶者又は子への事業譲渡」の準共済事由からA共済事由への引き上げについては約2億円程度、「65歳以上の会社等役員の退任」の準共済事由からB共済事由への引き上げについては3億円程度、負担増を見込んでいる。
- ・(委員) 今回の見直しにより、制度が使いやすくなることは良いことだ。
- ・(委員) 掛金月額の変更に際して確認事項がなくなると、掛金月額の増減が自由にできるようになり、計画的な事務運営ができなくなるのではないか。
(事務局) 掛金月額を減額すると将来受け取る共済金の額が減ることになるので、減額の申請はそれほど頻発しないのではないかと考えている。
- ・(委員) 廃業貸付けに対しては、民間金融機関が前向きではなく貸付けしてもらえない傾向にある中で、貸付制度を準備することはよいことだ。
- ・(委員) 金利負担を発生させる貸付けで対応するよりも、企業を解散すれば共済事由が発生し、共済金を受け取ることができるので、それを以て対応することで足りるのではないか。
(事務局) 廃業準備貸付けは、共済金を支払う前に廃業の準備をする方のニーズをとらえるものと考えている。
- ・(委員) 小規模企業共済は従業員数5人以下又は20人以下の個人や会社の役員などの小規模事業者が加入できる制度。事業承継といった小規模事業者が抱える課題への対応は重要であり、加入者に意識を持たせるためのインセンティブとなるものが必要と史料。

以上